

利根川栗橋流域水防事務組合議会傍聴規則

平成22年10月14日

水防組合規則第 3号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定に基づき、利根川栗橋流域水防事務組合の定例会及び臨時会の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴席への入場)

第3条 何人も会議を傍聴するために傍聴席に入場することができる。ただし、議長は別表に定める事項に該当する者について、入場を禁止し、又は制限することができる。

2 会議を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)は、傍聴者受付で傍聴券(様式第1号)の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

第4条 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順に交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴券の提示)

第5条 傍聴者は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を係員に返還しなければならない。

(傍聴者の定員)

第7条 傍聴者の定員は、議長が許可した人数とする。

2 傍聴者が前項の定数に達したときは、傍聴を希望する者であっても入場させないことがある。

(議長の責務)

第8条 議長は、傍聴者の権利を十分尊重しなければならない。

2 議長は、会議において配布する文書及び傍聴者が会議の内容を知る上で必要と思われる文書及び資料等を傍聴者の閲覧に供するよう努めなければならない。

3 議長は、傍聴者の利便性を図るため、常にこの規則を見直し、その改善に努めなければならない。

(傍聴者の責務)

第9条 傍聴者は、会議の進行の妨げになる行為をしてはならない。

2 傍聴者は、他の傍聴者の迷惑となる行為をしてはならない。

3 傍聴者は、議場に入ることができない。

(撮影及び録音等の承認)

第10条 傍聴者は、傍聴席で撮影又は録音を行うときは、あらかじめ撮影又は録音承認申請書(様式第2号)を提出し、議長の承認を受けなければならない。

2 議長は、前項の申請があったときは、速やかに承認、不承認を決定し、撮影又は録音承認・不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、報道関係者が時事の報道を目的とする場合の撮影又は録音の申請及び承認、不承認の通知は、口頭により行うものとする。

(傍聴者の退場)

第11条 傍聴者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに傍聴席から退場しなければならない。

(1) 議長が、地方自治法第115条及び利根川栗橋流域水防事務組合議会会議規則(昭和39年水防組合規則第1号)第88条の規定により、秘密会を宣告し、傍聴者の退場を命じたとき。

(2) 傍聴者がこの規則に違反し、議長が退場を命じたとき。

(係員の指示)

第12条 傍聴者は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか必要事項は、議長が別に定める。

(準用規定)

第14条 第2条から前条までの規定は、委員会の傍聴について準用する。この場合において、第3条第1項ただし書、第8条、第10条第1項及び第2項、第11条及び第13条中「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

傍聴席入場禁止事項及び制限事項

区 分	主 な 例
人に危害を加える恐れのあるものを所持又は携帯している場合	棒、プラカード、杖(疾病その他正当な理由がある場合を除く)及びこれに類するもの
人に迷惑を及ぼす恐れのあるものを所持又は携帯している場合	拡声器、はちまき、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラ及びこれに類するもの
その他	① CD又はMDプレーヤー及びこれに類するもの、携帯電話及びこれに類するもの、ポケットゲーム機器等の電源を切らなかった場合 ② 酒気を帯びている者、飲食をしようとする者等

様式第1号（第3条関係）

（表）

No.
傍 聴 券
年 月 日開催の 〇〇〇〇に限り有効
利根川栗橋流域水防事務組合議会 印
裏面の注意事項をお読みください。

（裏）

<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 傍聴券の交付を受けたら、速やかに着席してください。2 傍聴席にある者は、次の事項を守ってください。<ol style="list-style-type: none">(1) 人に危害を加える恐れのあるものを所持又は携帯しないでください（棒、プラカード及びこれに類するものなど）。(2) 人に迷惑を加える恐れのあるものを所持又は携帯しないでください（拡声器、はちまき、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、貼り紙、ビラ及びこれらに類するもの）。(3) CD又はMDプレーヤー及びこれに類するもの、携帯電話及びこれに類するもの、ポケットゲーム機器等の電源は切ってください。(4) 酒気を帯びての入場はしないでください。また、飲食はしないでください。(5) 会議の進行の妨げになる行為はしないでください。(6) 他の傍聴者の迷惑となる行為はしないでください。3 傍聴席において、撮影又は録音を行うときは、あらかじめ承認を受けてください。（報道関係者の時事の報道を目的とする場合を除く）4 傍聴を禁止されたとき、又は会議の散会後は直ちに退場してください。5 傍聴人は、全て議長（委員長）又は係員の指示に従ってください。6 傍聴券は、退場のとき返還してください。

様式第2号(第10条関係)

撮影又は録音承認申請書

年 月 日

利根川栗橋流域水防事務組合議会

宛

利根川栗橋流域水防事務組合議会の会議の撮影又は録音を行いたいので、下記のとおり申請します。

氏 名	
住 所	
撮影・録音年月日	年 月 日
会 議 の 種 類	
撮影・録音の別	撮 影 ・ 録 音
撮影・録音の目的	
使 用 機 材	

様式第3号(第10条関係)

撮影又は録音承認・不承認通知書

年 月 日

様

利根川栗橋流域水防事務組合議会

印

平成 年 月 日付で申請のありました利根川栗橋流域水防事務組合議会の撮影又は録音について、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

撮影又は録音の承認、 不承認	撮影	承認・不承認
	録音	承認・不承認
撮影又は録音年月日	平成 年 月 日	
会 議 の 種 類		
不承認の場合の理由		